

2008年 CCSBT15 において採択された
“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の修正決議

(2008年10月14-17日 第15回委員会年次会合で採択)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議(以下“原決議文”と言う)”が、2003年の第10回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBT のこの原決議文では対象とならない非加盟国の 24メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU 漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3(b)に従い、次のとおり合意する。

原決議において 24メートル以上に適用していた漁船の長さ制限を撤廃し、原決議文を次のとおり修正する。

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU 漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関する IUU 漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国の IUU 措置の実施状況をレビューする。
2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船(以下“漁船”又は“FVs”という)の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、

この記録に記載されない漁船は、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. 拡大委員会のメンバー(以下“メンバー”という)及び協力的非加盟国は、2005年7月1日までに、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称(該当する場合)
- 以前の船籍国(該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細(該当する場合)
- 国際無線信号符字(該当する場合)
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数(GRT)
- 所有者及び操業者の氏名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

4. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後には、当該記録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

5. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

6. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与え

る。

- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

7. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 5 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法と合致したかたちで、2005 年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBT の記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶による CCSBT の保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

- 8. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。
- b) CCSBT の漁獲証明制度に関する CCSBT の保存管理措置の効果を次により確保する。
 - i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない。
 - ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書を伴うことを求めなければならない。

iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

9. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

10. a) パラグラフ 8 で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

b) パラグラフ 8 で言及された船舶の旗が判定できない又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報をとりまとめる。

11. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

12. 拡大委員会がパラグラフ 8 に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

13. 本決議によって、2004 年 10 月 19-22 日の第 11 回年次会合において採択された、“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の従前の修整は廃止される。